

副本

初回期日 令和6年2月28日 午後1時30分

令和5年(ワ)第26号 損害賠償請求事件

原告 高野邦夫

被告 国ほか1名

答 弁 書

令和6年2月19日

広島地方裁判所三次支部民事訴訟係 御中

被告国指定代理人

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号


広島法務局訟務部 (送達場所)


(電話 082-228-5485)


(FAX 082-502-3660)

上席訟務官 高野 剛 

上席訟務官 中嶋 昌浩 

訟務官 南 和之 

訟務官 若槻 明雄 

法務事務官 石井 秀 

法務事務官 山下 峻 

〒728-0021 広島県三次市三次町1074

広島法務局三次支局

総務係長 武隈 亮



法務事務官 兵藤 凧 紗





## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告国に対する請求を棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、原告と被告国との間に生じた部分は原告の負担とする。  
との判決を求める。

なお、被告国につき仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすること  
を求める。

## 第2 請求の原因等に対する認否

### 1 「第二. 請求の原因」について

#### (1) 「1」について

原告の主張は判然としないが、庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第14号損害賠償請求事件(以下「別件訴訟」という。)において、庄原区検察庁検察官牛尾昌伸副検事(以下「牛尾検察官」という。)及び別件訴訟の裁判を行った庄原簡易裁判所裁判官西山明(以下「西山裁判官」という。)らが共謀して何らかのねつ造をして誤った判決をしたという趣旨であるなら、否認しないし争う。なお、別件訴訟は、原告が広島県を被告として提起した民事訴訟であって、牛尾検察官は同訴訟に何ら関与していない。

#### (2) 「2」について

送致番号簿(甲第2号証)が存在するという限りにおいて認める。なお、送致番号簿は被告国において作成した文書ではない。

#### (3) 「3」について

別件訴訟における牛尾検察官及び西山裁判官の各行為がいずれも違法であ



るという趣旨であるならば争う。なお、牛尾検察官は別件訴訟に關与して  
ない。

(4) 「5」について

知らないし争う。

(5) けい線枠内の「★民法」及び「★刑法第246条(詐欺)」について

民法90条、94条、709条及び719条、刑法246条に記載されて  
いる文言の限りにおいて認める。

2 「第三. 送致番号簿(乙第1号証=甲第3号証)が偽造・変造物との認識に  
至った経緯」について

(1) 「1」について

上記1(2)で述べたとおり送致番号簿(甲第2号証)は被告国が作成した  
ものではないから、認否の限りでない。

なお、原告は送致番号簿について「甲第3号証」としているが、甲第3号  
証は牛尾検察官が作成した「処分通知書」である。

(2) 「2」について

原告の主張が被告国に対するものであるか判然としないが、別件訴訟、訴  
外津田廣雄(以下「訴外津田」という。)が、広島県庄原市内において原告  
に対し暴行を加え傷害を負わせた刑事事件(以下「別件刑事事件」という。)  
又は原告が、平成29年6月12日、広島地方検察庁三次支部検察官に対し  
て提出した同日付けの告訴状(告訴人は原告、被告訴人は訴外津田であり、  
罪名を住居侵入、傷害としたもの。)に係る刑事事件(以下「本件告訴事件」  
という。)に関して牛尾検察官又は西山裁判官が何らかのねつ造をしたとい  
う趣旨であるならば、否認ないし争う。

(3) けい線枠内の「判: 被害者」から「刑集一三一五-七〇六)」までについ  
て

原告が示す、最高裁判所昭和34年5月14日第一小法廷判決に、原告が



記載する文言が存在するという限りにおいて認める。

- (4) けい線枠内の「★刑事訴訟法第242条」から「この限りでない。」までについて

原告が示す、刑事訴訟法242条及び246条に、原告が記載する文言が記載されているという限りにおいて認める。

- (5) 「2. 上記のとおり」から「陳述等である。」までについて

原告の主張の趣旨が判然としないが、別件訴訟、別件刑事事件又は本件告訴事件に係る牛尾検察官及び西山裁判官の行為に何らかの違法があるという趣旨であるならば争う。

- (6) 「↓下枠内」から「前提としている↓」までについて

認否の限りではない。

- (7) けい線枠内の「↓庄原簡易裁判所」から「告訴の要件ではない」までについて

不知。

- (8) けい線枠内の「↓西山判決」から「そもそも原告」までについて

甲第1号証（6ページ）に原告が示す内容の記載がある限りにおいて認める。

- 3 「第四. (乙1) =送致番号簿（甲第2号証）と処分通知書（甲第3号証）の辻褃合わせ」について

- (1) 「1」及びその下に記載されたけい線枠内について

牛尾検察官が、原告に対し、処分通知書（甲第3号証）を送付したこと、当該処分通知書に原告がけい線枠内に示した内容が記載されているという限りにおいて認め、「符号させた」の意味は不明であるが、牛尾検察官の行為に何らかの違法があるという趣旨であるならば争う。その余は被告国に関するものでないから認否の限りではない。

- (2) 「2」について



ア 「強盗傷害罪」から「処分を決定している。」までについて

原告の主張は判然としないが、別件刑事事件における牛尾検察官の行為に何らかの違法があるという趣旨であるならば争う。

イ けい線枠内の「(原告の主張)」から「西山判決4頁により抜粋」までについて

甲第1号証(4ないし5ページ)に原告が示す内容が記載されているという限りにおいて認める。

(3) 「3」について

裁判所ホームページ(<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/seido/Index.html>)に、原告が示す内容が掲示してあるという限りにおいて認める。

(4) 「4」について

全体として否認ないし争う。

4 「第五. まとめ」について

原告の意見であり認否の要を認めない。

**第3 本件訴訟が提起されるまでの経緯等(乙第1号証)**

- 1 庄原警察署司法警察員は、平成29年6月9日、庄原区検察庁検察官に対し、別件刑事事件を送致し、同区検察庁は、同日、当該刑事事件を受理した。なお、別件刑事事件については、告訴状及び司法警察員作成の告訴調書はなかったことから、告訴のない事件として受理している。
- 2 原告は、同年6月12日、広島地方検察庁三次支部検察官に対し、本件告訴事件に係る告訴状を提出した。広島地方検察庁三次支部は、告訴状の内容が、住居侵入に係る事実が付け加えられたことを除き別件刑事事件の犯罪事実とほぼ同旨であったため、当該告訴状を庄原区検察庁に回付し、同区検察庁は同月16日付けでこれを受理した。



- 3 牛尾検察官は、真相解明に必要と考える捜査を行い、同年12月6日には、訴外津田を三次区検察庁に呼び出して、別件刑事事件及び本件告訴事件に係る取調べを行った。なお、牛尾検察官は、警察官作成に係る原告の供述調書やその他警察における捜査結果等から、検察官による原告の事情聴取を行うまでの必要性はないと判断した。
- 4 牛尾検察官は、同月14日、別件刑事事件及び本件告訴事件に係る罪名「傷害」については起訴処分、本件告訴事件に係る罪名「住居侵入」については不起訴処分とすることとし、原告に対し、刑事訴訟法260条に基づき、同日付けで本件告訴事件に係る処分通知書（甲第3号証）を送付した。
- 5 西山裁判官は、同日、別件訴訟（原告（被告国注：本件原告と同じ）が、別件刑事事件に関して告訴しようとしたが、庄原警察署司法警察員が告訴事件として受理せず、速やかに検察官に事件を送付しなかったことにより、告訴権を侵害され、名誉感情を著しく害されたなどとして、広島県に対して国家賠償法1条1項に基づき慰謝料等の支払を求めた事案）について、原告の請求を棄却するとの判決をした（甲第1号証）。
- 6 牛尾検察官は、平成30年6月19日、別件刑事事件及び本件告訴事件に係る同日付け報告書（乙第1号証）を作成し、広島地方検察庁総務部長に提出した。
- 7 原告は、令和5年11月20日、広島地方裁判所三次支部に対し、本件訴訟を提起した。

#### **第4 被告国の主張**

##### **1 原告の主張の整理**

原告の主張は必ずしも判然としないが、訴状の記載から解釈するに、原告は、被告国に対し、①別件訴訟において西山裁判官が偽造された証拠に基づいて、誤った判決をしたこと、②牛尾検察官が別件刑事事件及び本件告訴事件につい



て告訴人である原告から事情聴取をせず、偽造された送致番号簿に合致するように住居侵入について不起訴処分としたことがそれぞれ違法であり、被告国に対して民法709条に基づき損害賠償を請求しているものと解される。

## 2 本件における西山裁判官及び牛尾検察官の各行為に、民法の不法行為責任の規定は適用されないこと

原告は、民法の不法行為責任の規定（民法709条）を根拠に、被告国が原告に対して損害賠償責任を負う旨主張するようである。

しかしながら、国家賠償法（以下「**国賠法**」という。）1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて故意又は過失により違法に他人に損害を加えたときは、その公務員の属する国又は公共団体が被害者に対して損害を賠償する責に任ずる旨定めているところ、ここにいう「公権力の行使」とは、純然たる私経済作用と国賠法2条が規定する営造物の設置管理作用とを除く、国又は公共団体の全ての作用を指すと解され（広義説）、かかる公権力の行使に当たる公務員がした違法行為を原因とする損害賠償請求については、専ら国賠法が適用され、民法の不法行為責任の規定は国賠法4条によるもののほかは適用されないものと解される（東京地裁昭和61年7月30日判決・判例時報1232号127ページ等）。そして、本件で原告が違法であると主張する西山裁判官及び牛尾検察官の各行為は、いずれも上記の公権力の行使に当たるから、被告国が上記各行為について民法の不法行為責任を負う余地はない。

したがって、民法709条を根拠に、被告国が原告に対して損害賠償責任を負うとする原告の主張は、それ自体失当であるか、あるいは理由がないことは明らかである。

## 3 仮に、原告の請求を国賠法1条1項に基づく損害賠償請求と解したとしても、同請求は理由がないこと

上記2のとおり、原告の被告国に対する請求に理由がないことは明らかであ



るが、原告の請求は、民法上の損害賠償請求が認容されない場合には国賠法1条1項に基づく損害賠償を求める趣旨が含まれているものと解し得ないでもないので、以下、念のため、原告の請求を国賠法1条1項に基づく損害賠償請求と解したとしても、同請求には理由がないことを明らかにする。

#### (1) 国賠法1条1項の「違法」の意義

国賠法1条1項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうものと解され（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）、公務員の職務上の法的義務違反が認められるためには、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要である（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・判例時報1675号48ページ）。

そして、まず、裁判官がした争訟の裁判について、国賠法1条1項の適用上違法なものとして国の損害賠償責任が肯定されるには、その裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような「特別の事情」があることを必要とすると解するのが相当である（最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329ページ）。

また、上記「特別の事情」は、国賠法1条1項の適用上、請求原因事実に当たると解されるから、その主張立証責任は、裁判官の当該職務行為が違法であると主張する原告にあることになる（東京高裁平成11年4月26日判決・訟務月報46巻3号937ページ）。

さらに、犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩



序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきである。したがって、被害者ないし告訴人は、捜査機関による捜査が適正を欠くこと又は検察官の不起訴処分の違法を理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないというべきである（最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・集民159号161ページ）。

**(2) 西山裁判官による別件訴訟の判決が国賠法1条1項の適用上「違法」と評価される余地はないこと**

原告は、訴状において、西山裁判官が別件訴訟において偽造された証拠を採用し、それを基に誤った判決をしたことから、その判決は全体的に違法性を帯びていると主張していると解されるところ、西山裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判を行ったなど、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認め得るような「特別の事情」の存在について何ら主張していないから、西山裁判官の職務行為の違法をいう原告の請求は、その主張自体から理由がないことが明らかである。

**(3) 牛尾検察官による別件刑事事件及び本件告訴事件に係る不起訴処分が国賠法1条1項の適用上「違法」と評価される余地はないこと**

原告は、牛尾検察官が別件訴訟において西山裁判官らと「共謀して狂言裁判」を作出したなどと主張する。しかし、別件訴訟は原告が広島県を相手として提起したものであって、牛尾検察官は裁判の手續に何ら関与していないほか、その争点とされる行為にも一切関わりがなかったものであり（甲第1号証）、原告の主張に理由がないことは明らかである。



また、原告は、訴状において、牛尾検察官が別件刑事事件及び本件告訴事件について告訴人である原告から事情聴取をせず、偽造された送致番号簿に合致するように住居侵入について不起訴処分としたことは違法である旨主張していると解される。

しかしながら、上記(1)で述べたとおり、検察官の不起訴処分の違法を理由として、国賠法の規定に基づく損害賠償請求はできないのであるから、原告の主張は失当である。

この点をおくとしても、牛尾検察官は、庄原警察署警察官に対し、別件刑事事件及び本件告訴事件に係る捜査を依頼し、その結果につき関係書類の追送を受け、また、訴外津田について、三次区検察庁に呼び出して取調べを行ったほか、その他真相解明に必要と考える捜査を尽くしているのであるから(乙第1号証・2ページ)、実質的にも、かかる原告の主張に理由がないことは明らかであって、国賠法上違法であると評価される余地はない。

## 第5 結語

以上のとおり、原告の被告国に対する請求は、その主張自体から理由がないことが明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。

以 上



## 略称語句使用一覧表

略称	基本用語	最初に略称を使用した箇所		備考
		使用書面	ページ	
別件訴訟	庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第14号損害賠償請求事件	答弁書	3	
牛尾検察官	庄原区検察庁検察官牛尾昌伸副検事	同上	3	
西山裁判官	庄原簡易裁判所裁判官西山明	同上	3	
訴外津田	訴外津田廣雄	同上	4	
別件刑事事件	訴外津田が、広島県庄原市内において原告に対し暴行を加え傷害を負わせた刑事事件	同上	4	
本件告訴事件	原告が、平成29年6月12日、広島地方検察庁三次支部検察官に対して提出した同日付けの告訴状(告訴人は原告、被告人は訴外津田であり、罪名を住居侵入、傷害としたもの。)に係る刑事事件	同上	4	
国賠法	国家賠償法	同上	8	